

倫理規程

<前文>

公益社団法人日本サードセクター経営者協会（以下「この協会」という。）は、その設立の趣意に基づき、サードセクター組織の経営者に対して、お互いに経験や意見を交流することで親睦と連携を深める場と機会を提供し（つなぐ）、自らの経営者としての力量を向上させ次世代の経営者を育てることを支援し（伸ばす）、サードセクター経営者の集団として政府・行政や社会に対してセクターの存在価値を主張しさまざまな提言をする（提言する）。

この協会は、このような活動を通じて、従来、政府・行政（第一セクター）や企業（第二セクター）に比べて力量が乏しく社会的存在感が小さかった日本のサードセクターを名実ともに確立し、三つのセクターがそれぞれ適切な役割を果たす多元的な社会を実現することをめざす。

よって、法人の経営に関しては、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この協会のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この協会は、その設立目的に従い、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この協会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この協会は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この協会は、関連法令、及びこの協会の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(特別な利益供与の禁止)

第6条 助成事業等を行うにあたり、理事、監事、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別な利益を与えてはならない。

2 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えてはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第7条 この協会の役職員は、その職務の執行に際しこの協会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この協会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この協会は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第10条 この協会は、民間公益活動を行う団体その他関係者が、社会の諸課題の解決とそのため
の自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連
携に努めなければならない。

(研鑽)

第11条 この協会の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析
を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変
革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 この協会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守
状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年7月10日から施行する。(令和2年7月6日理事会決議)

この規程は、令和3年9月1日から施行する。(令和3年8月20日理事会決議)